

## 品確法等の改正、契約条例についての取組み状況

(一社) 長野県建設業協会

### 1 品確法、建設業法、入契法の改正について

#### (1) 平成26年6月4日 改正品確法の公布・施行

##### ・改正のポイント

目的と基本理念の追加： 現在および将来の公共工事の品質確保、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

発注者義務の明確化： 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定

多様な入札制度の導入・活用

法改正の理念を現場で実現するため

国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

・「全国建設業協会として長年にわたり要望を行ってきた適切な予定価格、計画的な発注などが定められており将来にわたり公共工事の適正な事業の実施に向けた技術力の向上、労働環境の改善などに大きな期待が持てる。」と評価（全建会長）

#### (2) 当協会の取組み

・品確法等改正についての関東地方整備局の説明会に出席（7月23日）

・運用指針（案）に対する意見・要望の提出

上部団体の（一社）全国建設業協会より運用指針（案）に対する意見照会があり提出、当協会からは、適正な利潤についての具体的な説明、改正法の県、市町村への速やかな徹底等を要望

また、関東地方整備局からの意見照会についても、意見・要望を提出

- ・ 県内市町村への周知及び聞き取り  
各支部役員が、県内各市町村に出向き、品確法等の改正内容の周知及び対応状況を聞き取り、取りまとめた結果を国、県へ報告

## 2 契約条例について

### (1) 「長野県の契約に関する条例」

平成26年4月1日より施行

### (2) 契約審議会

- ・ 条例に基づき審議会が設置  
委員として当協会の藏谷会長が知事より任命
- ・ 第1回審議会7月15日に開催  
この中で、適正な労働賃金の支払いを誓約することを評価する入札方式について適正な賃金の定義とは何か等の発言

第2回審議会9月2日に開催

説明に対し、労働賃金の支払いの確認方法の取組みについて「契約後確認調査」を活用しての実施については疑問であること。また、調査方法について発注者自らが調査し、有効な方法を確認すること、労働者への適正賃金の確保は落札率の上昇が有効等の意見を提出

第3回審議会10月20日に開催

提出された意見に対する対応案の審議